

患者さま 各位

入院期間が180日を超える入院について

同じ症状による通算の入院期間が180日を超えますと、患者さまの状態によっては健康保険からの入院基本料の15%が病院に支払われません。

180日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり、入院基本料の15%に消費税を加算した額を保険外併用療養費（選定療養）として患者さまの負担となります。

当院では、ご入院期間が180日を超えた日より、以下の金額が患者様の負担になります。

一般病棟入院基本料

急性期一般入院料4・・・1日につき 2,412円（税込）

※ただし、以下の状態にある患者様は選定療養の対象とはなりませんので、保険外併用療養費の徴収はいたしません。

- ◎厚生労働大臣が定める難病に罹患している方
- ◎重傷者等療養環境特別病室へ入院されている方
- ◎重度の肢体不自由者、重度の意識障害者
- ◎脊髄損傷等の重度障害者
- ◎人工呼吸器等を使用されている方
- ◎人工透析を週2回以上実施されている方
- ◎15歳未満の方

※上記以外にも選定療養から除外される条件があります。詳しくは医事課までお尋ねください。

八雲総合病院